

(一時的に展示場等の用途に供する防火対象物への準用)

第54条 第47条から第48条の2まで、第49条の2及び第50条から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。(う)(せ)(へ)(め)

【解説】

本条は、体育館、講堂、その他本来は他の用途に使用される防火対象物を、一時的に劇場等又は展示場の用途に使用する場合においても、劇場等又は展示場の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものである。

- 1 「体育館、講堂その他の防火対象物」とは、一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供しようとする防火対象物又はその部分はすべて該当する。
- 2 「一時的に」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ、他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいう。
- 3 本条は、いわゆる仮設建築物たる劇場等又は展示場について規定したものではない。仮設建築物たる劇場等又は展示場は、劇場等又は展示場自体にほかならず、第47条、第48条等において措置済みである。
- 4 第57条第3号により届出(催物開催届出)が必要である。